

南北朝・室町期京都における武士の居住形態

松 井 直 人

【要約】 本稿は南北朝・室町期の京都において在京武士が活動拠点とした諸空間、及び彼らの居住形態の解明を通じて、彼らの具像に関する実証的基礎の構築を目指すものである。武士の洛中進出は南北朝期に本格化し、寺社本所領への「寄宿」・「借住」といった臨時的な居住形態がみられるようになる。当時の武士は、京都の諸勢力との社会関係を利用して主体的に自らの居所を獲得していたといえる。室町期には、在京守護の本邸的な位置にある「大名邸宅」や、將軍御所近傍の副邸「第二の邸宅」が順次形成され、政治情勢の安定化を背景に、武士が占有する空間が順次拡大していったことが窺える。しかしその一方で、幕府から居所を把握されずに寺社本所を頼って在京する武士もなお存在していた。これは特定の寺社本所の権益保護を優先する幕府の姿勢が反映したものであり、ゆえに、武士の在京のあり方には室町期に至ってもなお流動的な側面が内包されていたことがわかる。

史林 九八巻四号 二〇一五年七月

はじめに

本稿は南北朝・室町期の京都における在京武士の居所、及び彼らの居住形態の特質の解明を目的とするものである。

中世京都の社会構造に関する研究は、とりわけ二つの時期を主要な研究対象として展開した。ひとつは林屋辰三郎による「町衆」論^①を嚆矢として、戦国期から近世にかけて展開する「都市共同体」の成立過程や、構成員たる「町人」の実態、社会的結合の諸要因の解明を目指す研究^②であり、他方は、戸田芳実が提起した「王朝都市論」^③をひとつの理論的支柱とし

て、院政・鎌倉期における中世王権と都市構造の連関を説明しようとする研究である。これらの諸研究により、「中世都市京都」の像は詳細に明らかにされてきたといえる。ただし、研究がその二つの潮流に偏りがちとなった結果、中世前期から戦国時代にかけての京都を長期的な視野から通時的に見通す作業は近年低調となっている。そのような状況を踏まえるならば、特に研究が手薄な南北朝・室町期の京都について、その前後の時代との接続を意識した上で実態的かつ総合的に明らかにする作業が今後一層必要とされてこよう。

では、当該期の京都を総合的に捉え、前後の時代像を結び合わせるための糸口として、いかなる対象に着目することが有効であろうか。ここで、京都をも含めた中世都市像に関する高橋慎一朗の叙述に注意したい。高橋は、古代都市（都城）・近世都市（城下町）に比して中世都市の一般像が欠如しているとの伊藤毅の指摘を受け、むしろ「典型例がないのが中世都市の特徴なのではないか」として中世都市の多様性に注意を促しつつ、その多様性をもたらした要因として、都市に対する武士の関与に着目する。そして、彼らが実際に都市生活を行う中で、戦国期・近世の城下町が生み出されていった点を指摘した上で、鎌倉期を対象として、京都で活動した武士の本拠（「武家地」）六波羅や、都市住民からみた武士の存在形態を詳細に解明している。かかる分析視角が有効であるとすれば、その視角は武家関係者の人口が数万人にも及んだとされる南北朝・室町期京都の研究においても十分に生かしうると考えられる。さらに、戦国期における在京武士による都市住民の被官化、そして当該行為に対する豊臣政権による禁庄に「中世的都市支配」の否定をみる仁木宏の研究を想起するならば、南北朝・室町期における在京武士の具体像の解明は、中世京都の展開をより詳細に描き出してゆく上でも不可欠な作業であるといえよう。

しかし、高橋慎一朗が、中世後期の「武家地」研究は九〇年代に至っても未開拓な現状にあると述べたように、歴代將軍御所の精緻な復原的研究を行った川上貢、特定区域における武家関係者も含んだ都市住民による土地利用の展開を詳述した高橋康夫といった建築史分野からの都市空間研究を除けば、当該期の在京武士はほとんど分析対象にすら取り上げら

れない状況にあった。そのような状況に一石を投じたのが田坂泰之である。田坂は主に南北朝・室町期の古記録類を用いて武士の居住地点の所在が判明する事例を集積し、空間構造の側面から室町幕府、及び当該期の京都の実態に迫った。そして、將軍御所の移転^⑩と他の武家邸宅の地理的変遷に関連がみられること、六代將軍の義教期に上京―武家・公家・下京―商業地域、という空間構造が定着したことを指摘した。ただしその一方で、都市全体を見通した一定のプランに基づく武家邸宅の計画的配置は行われず、また武家が、一円的に支配する、という意味での、（注：傍点は筆者による。以下同じ）「武家の空間」も形成されなかったとして、その背景に「室町幕府が諸権門と相互補完的に支えあいながら民衆を支配する形態である公武統一政権」としての政治構造の影響を指摘している。田坂の研究はこれまでの中世京都研究の欠を埋めるのみならず、南北朝から八代義政期までの広い時期を見通し、かつ京都社会全体を視野に収めている点で重要である。また田坂が見出した、「武家の空間」の不成形という現象は、南北朝・室町期における在京武士の京都居住が一定の社会的制約のもとで成立していた側面を浮き彫りにしており、彼らの実態により深く迫るための切り口として注意されよう。

ただしその研究に問題がないわけではない。例えば田坂は、当時の在京武士が將軍御所の移動に随時追従する形で御所周辺に居を構えるという一般的傾向を前提に論を進めているものの、以下の本論でも述べるように、あらゆる武士に当てはまる事態とは評価しがたい^⑪。実際には武士が長期にわたって実質的に占有していた空間も数多く存在しており、この事実についても適切な意義づけを行う必要がある。さらに、田坂自身が今後の課題に揭げているように、室町幕府が諸権門と相互補完的に支えあう構造が空間上に見出されるとするのであれば、個々の在京武士の居所の存立状況についても、寺社本所に所属する人々など他の都市住民との相互関係を踏まえた上で、より具体的な検証を経ねばならない。田坂による視角と成果を生かしつつ室町期の在京武士の具体的様態を論じるためには、彼らの居所の分布と展開をより正確に復原・評価するとともに、個別空間の領有形態やそこを拠点とした武士自身の居住形態について、さらなる分析が求められるのである。

そこで本稿では、田坂が着目した南北朝・室町期における在京武士の居所分布とその展開を再検証しつつ、その個々の居住地における武士の居住形態について、より踏み込んだ分析を行う。具体的には①個々の武士が形成した邸宅の存立期間や規模など空間的側面に関する基礎的考察を行うとともに、②在京武士の居住形態（寄宿形態、家屋所有のあり方など）を、居住者を取り巻く武士・寺社・公家の社会的諸関係に留意しながら論じる。以上の作業を通じて、当時の在京武士の存在形態に関する実証的基礎を構築するとともに、その社会的位置づけを浮き彫りにすることを目指したい。なお、主に分析対象とする時期は、武士が本格的に京中に進出する南北朝期から、在京武士の大半が下国し、それまでにみられた武家邸宅の多くが消滅する契機となった応仁・文明の乱発生前後までとする。

- ① 林屋辰三郎「町衆の成立」〔『中世文化の基調』東京大学出版会、一九五三年、初出一九五〇年〕。
- ② 瀬田勝哉「近世都市成立史序説」〔寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』中世編、吉川弘文館、一九六七年、仁木宏「京都の都市共同体と権力」〔思文閣出版、二〇一〇年、五島邦治「京都町共同体成立史の研究」〔岩田書院、二〇〇四年、河内将芳「中世京都の民衆と社会」〔思文閣出版、二〇〇〇年〕など〕。
- ③ 戸田芳実「王朝都市論の問題点」〔『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、初出一九七四年〕。
- ④ 主な研究に、木内正広「鎌倉幕府と都市京都」〔『日本史研究』一七五号、一九七七年〕、上島亨「法勝寺創建の歴史の意義」〔『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年、初出二〇〇六年〕、大村拓生「中世京都首都論」〔吉川弘文館、二〇〇六年〕、野口実「中世前期の権力と都市」〔『中世都市研究』一二号、二〇〇六年〕など。
- ⑤ 例えば林屋辰三郎は「近世町人の萌芽」たる「町衆的結合」の成立を論じるにあたって、「古代的なミヤコ」から「中世的なマチ」が生み出されてゆく段階にまで遡って説明を試みている（前掲注①林屋論考）。また瀬田勝哉は土地所有の観点から、鎌倉後期頃には始める経済発展をきっかけに、百姓によって地主的土地所有が否定されてゆき、近世に連続してゆく共同体的土地所有が次第に実現・体制化してゆく過程を論じている（前掲注②瀬田論考）。
- ⑥ 「境内と町」〔『年報都市史研究』一号、一九九三年〕。
- ⑦ 「中世の都市と武士」〔吉川弘文館、一九九六年、二一三頁〕。
- ⑧ 京都市編『京都の歴史 近世の胎動』〔学芸書林、一九六八年、三五―三六頁〕。
- ⑨ 中世都市に居住する武士の存在形態の研究は、秋山哲雄による鎌倉期鎌倉の分析（『都市鎌倉の東園御家人』）、「北条氏権力と都市鎌倉」〔吉川弘文館、二〇〇六年、初出二〇〇五年〕によって深められた。本稿とは対象時期・空間が異なるものの、その方法論には多くを学んだ。
- ⑩ 「都市共同体の確立と展開」〔前掲注②仁木著書所収、八七頁〕、「都市構造の変容」〔同著書所収、一一一頁〕。

- ⑪ なお、中世後期社会を広く捉えようとする近年の諸研究でも、武家勢力の「在京」に注目が集まっている。伊藤俊一は室町期における沙汰人層の台頭と「職」の一円化に対応した新たな段階の荘園制を「室町期荘園制」と規定し、その安定維持にあたって「守護在京制」のもと在京する守護と寺社本所領の領主が荘園権益をめぐって直接衝突する場が重要となったことを指摘する(『総括と課題』「室町期荘園制の研究」 塙書房、二〇一〇年)。また、早島大祐は「守護在京制」の成立によって京都市人口が増加し、京都の商品市場や都部交通の進展もたらされたとする(『中世後期社会の展開と首都』「首都の経済と室町幕府」吉川弘文館、二〇〇六年、初出二〇〇三年)。さらに、山田徹は都部を往來する守護を含む様々な領主を「在京領主」として一括して把握し、各領主の「在京―非在京」の別によって中世後期社会の展開を捉える視角を提起する(『室町領主社会の形成と武家勢力』『ヒストリア』二二三号、二〇一〇年)。かかる研究動向を踏まえても、当時の在京武士の具体像を提示することには一定の意義があると考えられる。
- ⑫ 「中世都市京都」(佐藤和彦他編『日本中世史研究事典』東京堂出版、一九九五年、九七頁)。
- ⑬ 川上貢「足利將軍御所の研究」(『日本中世住宅の研究』中央公論美術出版、一九六七年、新訂版二〇〇二年出版)。また高橋康夫「足利義満の『王都』」(『海の『京都』』京都大学学術出版会、二〇一五年、初出二〇〇四年)においても室町殿の空間的位置に関する詳細な分析がなされている。
- ⑭ 「土御門四丁町の空間形成と都市再開発」(『中世京都市史研究』思文閣出版、一九八三年、初出一九七九年)。
- ⑮ 「室町期京都の都市空間と幕府」(『日本史研究』四三六号、一九九八年)。
- ⑯ 歴代將軍御所の移動と空間構造については、前掲注⑬川上論考参照。
- ⑰ あらゆる時期の分布図が將軍御所の移転ごとに作成されていることから、逆に將軍御所による空間規定性が強調されざるを得ない論じ方になっているといえ、結果的に「義満期における上京の公家・武家邸宅街化」という従来の説(前掲注⑧『京都の歴史三 近世の胎動』、四七頁)が補強される形となっている。この点に關わって、高橋康夫が「在京武士団の居住形態は(中略)おおよそ將軍御所を中核としてその周辺に集住したと考えてさしつかえない」とし(『中世の巨大都市・京都』前掲注⑬高橋康夫著書所収、初出一九九八年、六〇頁)、また山家浩樹も「有力守護の京都での屋敷は、將軍の居所である「御所」に近いところにあつたと考えてよい」(『室町幕府守護の在京と在園』『歴史と地理』五二七号、一九九九年、二四頁)とするなど、田坂の評価が他の各研究へ継承されている点に注意しておきたい。
- ⑱ 本稿の作成にあたって、田坂による作業に準じ、在京武士の在所を中世後期の諸史料から抽出し、表化を行った。その過程で田坂の作成した地図にない諸邸宅を新たに多数発見したものの、紙幅の都合で本稿には掲示できなかった。本成果については現在別稿による公表を予定している(松井直人・桃崎有一郎「中世後期京都・京郊における公武寺社の在所一覧表(稿)」(『中世京都と室町政権の首都構想(仮)』文理閣)に収録予定)。
- ⑲ 前掲注⑮田坂論考、七〇頁。
- ⑳ 本稿における在京武士の定義については、さしあたり京都での活動が史料上確認できる武家関係者(守護とその被官衆、及び番衆・奉行入・評定衆などの幕府直臣)とする。また、鴨川以西の都市域を指す言葉として「洛中」を用いる。その具体的範囲については「西は大宮、東は東朱雀、北は清蔵口(鞍馬口)、南は七条」とする高橋康夫説に則る(前掲注⑰高橋康夫論考、六七頁)。

一 武士の本格的洛中進出と南北朝期における居住形態の特質

1 居住形態の多様性

南北朝期における武士の居所に関しては、①「武家地」六波羅が廃絶する一方で、洛中では下京一帯、とりわけその東部を中心の居住区域とする鎌倉期以来の空間構造が継承されたこと、②將軍御所に空間構造上の求心性がみられることがすでに指摘されている。①に関しては結城氏の「四条東洞院地」、小早川氏の「四条油小路敷地」など、鎌倉期に幕府御家人を務めていた武士の邸宅地^③がなお継続的に相伝されている点、また著名な佐々木六角氏の「六角東洞院」邸について「佐々木三郎兵衛尉頼氏^(氏頼カ)六角東洞院旧跡立屋、今日立柱上棟也^④」とみえている点などから、史料的にも確認できる。ただし、邸宅地が前代から継承される例は決して多くはなく、非御家層も含む在京武士の居所が大幅に増加したのは大量の武士が京都に流入したとされる南北朝期^⑤になってからであったと推測される。また②に関連しては「此間三條坊門武家第以下物念、有^二用心事^一、近^レ辺小屋或壞^二却^一之、或^レ点定、可^レ居^二心安之輩^一云々」なる記述から、足利直義が自邸の周囲に「心安之輩」を居住させるために「近^レ辺小屋」を取り壊し、新たに集住地を形成しようとしていたことがわかる。⑥田坂が作成した図によれば、將軍御所の周辺には守護職保持者や幕府直臣など様々な身分の者の居所が見て取れ、当該地には武士が充満する景観が現れていたようである。ただし、ここでみられる小屋の破壊を伴う強引な居所の設定については、御所周辺という場の特質も大きく影響していると思しい。そこで、他の諸史料も含めて個々の武士の居住形態を広く考察してみると、このようなパターンに留まらない多様な実態が浮き彫りとなる。以下、事例を挙げながら論じてゆきたい。

まず注目したいのは、自らの邸宅の留守を任せるため、他の武士に留守を「借住」させたり、上洛してきた武士を自邸に寄宿させたり、在京武士から土地を買得したりと、武士どうしの間で居所の融通・取引が行われている事例である。例

えば、^(一三四五)康永四年五月、六角氏頼は近江に在国する間の留守を長井広秀に任せており、^(一三六七)貞治六年七月、上杉憲顕は上野国から上洛してきた際に、同じ足利氏根本被官である大草氏の邸宅に寄宿している。^(一三三六)建武三年には、高一族に属して各地を転戦していた毛利時親が、自身の下向許可を求めた際に高師泰から在京の継続を促され、「在京料所」として「京屋地」を宛行われている。⁽⁹⁾この「屋地」は一時毛利氏の「京都代官預白崎入道」によつて管理され、その後、赤松氏に売却されている。当時の在京武士間における居所の融通の存在を示す興味深い事例といえよう。このように、当時の在京武士の間では、居所の確保にあたって個々の人的つながりが大いに機能していたことがわかる。⁽¹⁰⁾

一方、公家関係者の敷地や寺社境内に武士が居所を得ている例も多く見受けられる。先程見た長井広秀は六角氏の邸宅に移る前、中原師守邸の「東寝殿」に「多年借住」しており、⁽¹¹⁾山名氏も上洛時の在所を北野社や近衛家に借用していた。⁽¹²⁾また祇園社執行頭詮の邸宅の一つが存在したという「四条坊門」⁽¹³⁾にも、幕府奉行人など多数の武士が宿所を得ていた。⁽¹⁴⁾一定の軍勢を伴ういわゆる軍勢寄宿の際には、⁽¹⁵⁾鴨川東岸に所在した寺社とその周辺が多く利用されている。⁽¹⁶⁾このような公家・寺社管轄空間に対する武士の寄宿行為の背景を考える上で興味深いのは佐々木導誉（京極高氏）の事例である。彼は著名な「四条京極」邸⁽¹⁷⁾に居所を据える以前、祇園社境内の「高橋屋」に居住していた。⁽¹⁸⁾高橋屋の「地主」是法房が山門関係者とされていること、⁽¹⁹⁾導誉が正平七年頃から山門造営奉行に任命されて山門・祇園社と密接な関係を取り結んでいたこと⁽²⁰⁾などを踏まえると、この居所は導誉と山門系勢力との社会関係に支えられて確保されていたと考えられる。

以上の事例からは、当時相当数の武士が、武家社会内部にとどまらない様々な勢力との社会関係を利用して、京都における居所を獲得・維持していたことがわかる。彼らの在京は居住者自身で完結するものばかりではなく、居所を提供する寺社本所関係者をはじめとする様々な人々の存在の上に成立していた側面も強かつたといえよう。

2 家屋点定に対する幕府の姿勢

前節で取り上げたような「借住」のような居住形態は、居住者である武士が当該空間を支配する寺社本所と主体的に交渉などを経た上で成立していたとみられる。^{②①}ただし当然ながら、幕府や將軍など武家方を經由して居所を確保する者も存在した。武家方を介して居所が獲得される契機としては、まず將軍からの闕所地拝領が想起されよう。実際の例として、九州の国人である田原氏が南北朝最初期とみられる貞広の代に「御所ほうこう」によって「六條いのくまの屋地三反」を拝領した^{②②}こと、また佐々木導譽が延文元年に「四条京極四町々」の敷地を義詮から拝領している^{②③}ことが知られる。ただし、当時、武士が將軍からの恩給という形で京都に邸宅地を獲得している事例は、実はこれ以上管見に触れない。南北朝期にみえる武士の居所は室町期まで連続しないものが多いとの指摘も踏まえると、^{②④}將軍からの屋地拝領は当時さほど一般的なことではなかったようである。

ここで注目したいのは、前節において洛中東部の將軍御所周辺における武士の居所確保の事例として取り上げた点定（差し押さえ）行為である。その史料には「三條坊門武家第以下物念」とあり、かかる行為が当地に混乱をもたらしていることが知られる。^{②⑤}「私宅点定」の禁止、及び旧南朝方京中地の返却を謳った「建武武目」第五条の規定^{②⑥}にみえるように、強引な敷地・家屋の収用は、幕府としてなるべく回避すべきものでもあった。実際に、先に取り上げた長井広秀は中原家の「東寝殿」を中原顯職の「拝賀時分」に合わせて返却しており、彼に既存の領主権を侵害してまで自らの拠点を強引に確保しようとする指向性は窺いがたい。^{②⑦}では、多くの寺社本所領が散在する京都に麾下の武士を居住させねばならない立場にある室町幕府は、武士の居所確保に対して具体的にどのような姿勢をとっていたのであろうか。ここで次の史料に着目してみよう。

^{②①} 階堂行秀
〔端裏書〕「沙弥道本請文」高辻東洞院敷地事

号_二東寺雜掌、掠_二申高辻東洞院敷地_一事、庁宣并申状具書等、謹拜見仕了、抑彼屋者、（佐々木仲親）佐々木備中人道待所管領之時、令_レ点定之、居住之刻、死去之間、子息同五郎左衛門尉相統之處、道本無_二居所_一之由、於_二武家_一就_レ嘆_二申之_一、為_二信濃入道行珍奉行_一、被_レ借_二用彼屋渡給之_一畢、而何道本押而非分居住之由可_二掠申_一哉、存外之申状也、所詮云_二点定之本主_一、云_二借用之奉行_一、現在之上者、雜掌有_二所存者_一、於_二武家_一返給之旨可_レ申_二之_一歟、次彼屋事号_二伊予房円智_一、為_二佐渡廷尉信秀奉行_一、去年_四曆_三九月十四日、申_二成庁宣候畢_一、今又号_二東寺御影堂灯明料所_一、捧_二俊瑜法印拳状_一、所_レ申_二子細_一也、如此_二交々兩様造沙汰露顯之時_一、被_レ棄_二置訴訟_一之条、古今定法歟、以_二此旨_一可_レ有_二御披露_一候、恐惶謹言、

（三四二）
曆応五年三月廿三日

沙弥道本 （請文）（花押）

本史料は、使庁において東寺御影堂灯明料所である「高辻東洞院敷地」をめぐる東寺雜掌と二階堂道本の間で相論が發生した際に道本が提出した請文である。道本によれば問題の家屋は佐々木仲親が侍所に就任していた際に点定されたもので、本人が死去した後子息の五郎左衛門尉に相伝された。しかし道本が「無_二居所_一」ということを幕府に訴えたため、幕府は二階堂行珍を奉行として当該の家屋を五郎左衛門尉から借用し、道本に「渡給」った。これに対し東寺は、道本が当所に「非分居住」しているとして、曆_三應_三四_二年、当該家屋の領有を証する庁宣を獲得、さらに今回「俊瑜法印拳状」を提出し、使庁に敷地の回復を申請した。^{③④}

この請文の内容から以下の点を指摘したい。第一に、この闕所家屋が評定衆二階堂行珍を介して幕府から頒給されたものであると道本が主張している点である。本史料は訴訟史料であり、家屋知行の正当性を主張する道本側の虚構を含む可能性はあるものの、在京武士が幕府関係者の所縁を頼ることによって、闕所屋を獲得し得る場合があった事実が知られる。^{②⑤}ただし東寺にとって、領内の闕所屋が在京武士層内部で相伝されている現状は、彼らによって当地が押領されている状態に等しい。本請文の端書の文言には「高辻東洞院敷地事」とみえ、また、後に出された道本の重訴状によれば、東寺雜掌は「（相論の対象は）非_二屋事_一」と主張しており、あくまで家屋の建つ「敷地」の領有権を主張している。彼らは、このま

ま武家方による家屋の相伝が続き、高辻東洞院の「屋地」(家屋+敷地)全体に対する支配が無実化することを恐れ、敷地回復のための訴訟に及んだとみられる。

第二に、武家方が、問題をあくまで係争地上の「家屋」に限定している点である。先に触れた道本の重訴状において彼は「地主与屋主各別之由事共、於武家可落居」として、家屋と敷地の支配権がそれぞれ別物であることに關しては幕府の方で判断がなされるであろうと述べている。道本は屋主としての自身の居住は東寺の土地支配権に抵触する行為ではないと考えており、また幕府も、本件における一連の対応を見る限り、土地と家屋の権益を別個のものとして認識していたことが推測される。この訴訟を経て結局道本の居住は認められたと考えられるものの、後に別の武士が「高辻東洞院」地に居住した際には、「御用之時者、雖為何時、可返進」との文言を備えた請文が東寺に提出されており、少なくとも当分の間当地は東寺領として存続している。³³⁾

以上から、幕府は要請があれば闕所家屋を貸し出して在京武士に居所を提供する場合があった一方、その行為は土地に關する寺社本所の権益を収公するものではないと認識していたことが知られる。³⁴⁾しかしそれはあくまで幕府側の論理であり、実際に領主側からこのような訴訟を起こされる場合があった事実を踏まえても、幕府による武士に対する京都居住の保障は限界性を孕んでいたと評価できる。これは、前節でみたように在京武士相互での「屋地」の融通が、幕府を介すことなく行われていたことも整合的である。

とはいえ、武士間における居所の融通は南北朝期以降には検出できず、当該期特有の現象とみられる。これまで考察してきた「借住」のような、臨時的性格の強い居住形態が広く見られた背景としては、第一に慢性的な内乱の影響を考慮せざるを得ないだろう。当時の在京武士にみられた居住形態の特質は、流動的な政治状況と密接に關係しあう中で立ち現れていたと考えておきたい。

以上の内容を踏まえて、次章以降では南北朝期における在京武士の居住形態が、権力の安定期を迎えた室町幕府のもと

でいかなる展開をみせ、またいかなる特質を備えるに至ったのか、詳しく考察してゆきたい。

- ① はじめに注④木内論考。
- ② はじめに注⑤田坂論考、四六頁。
- ③ 本章注①木内論考、二六頁参照。結城氏・延元元年四月二日「結城宗広議状案」（『白河古事考所収文書』一、一〇、「福島県史」七卷、五二二頁）、小早川氏・康永四年五月二三日「檢非違使別当宣」（『小早川家文書』大日本古文書家わけ一、一六二号）。
- ④ 『師守記』康永元年六月二日条。
- ⑤ 『太平記』卷一一、「安鎮国家法事 付諸大将恩賞事」の「国々ノ武士共、一人モノ残上リ集ケル間、京・白河ニ充滿シテ」なる記述などを参照。^{〔三三四七〕}
- ⑥ 『園太暦』貞和五年閏六月二日条。
- ⑦ 『師守記』康永四年五月二八日条。
- ⑧ 『師守記』貞治六年七月八日条。
- ⑨ 『毛利家文書』（大日本古文書家わけ八、一五五号）。
- ⑩ 上杉憲顕の例に関して家永遼嗣は、「十四世紀後半までは足利氏根本被官相互の結びつきは生きた意味を持っていたと考えられる」としている（『足利義教初期における將軍近習の動向』『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五年、初出一九八八年、一九九頁。ただし、『園太暦』文和四年四月二三日条には細川清氏が領する敷地において仁木義長が作事を企て、あわや合戦に発展しかかっている様子が記されており、当時洛中の敷地をめぐって、武士どうしの抗争が発生しうる状況にあったことがわかる。一部武士の連帯行動も、安定さを欠く政治情勢を考慮に入れた上で評価する必要があるように思われる。
- ⑪ 『師守記』康永四年五月二九日条。
- ⑫ 『後愚昧記』貞治三年三月一六日条、『師守記』貞治三年八月二五日条。なお、『北野社家日記』宝徳元年一月一九日条によれば、北野社松梅院が山名氏の邸宅の家見を行っており、北野社関係者と山名氏は長きにわたって交流関係を維持していたようである。
- ⑬ 辻浩和「南北朝期祇園社における居住と住宅」（『立命館文学』六三七号、二〇一四年）。
- ⑭ 『社家記録』康永二年一〇月七日条の山口彈正左衛門、『同』觀応元年八月二〇日条の諏訪神左衛門など。^{〔三三四三〕}
- ⑮ 中世の軍勢寄宿に関しては高橋慎一郎「軍勢の寄宿と都市住民」（はじめに注⑦高橋慎一郎著書所収、初出一九九四年）に詳しい。
- ⑯ 『師守記』貞治六年五月二四日条にみえる土岐頼康が「白河光堂」に寄宿した事例、『同』同年六月一四日条にみえる楠木正儀が清水坂に宿を取った事例など。
- ⑰ 『金蓮寺文書』（『大日本史料』六一六、七七七頁）。
- ⑱ 『社家記録』觀応三年三月四日条。^{〔三五三三〕}
- ⑲ 三枝暁子「山門・祇園社の本末関係と京都支配」（『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一年、初出二〇〇一年、四二〜四三頁）。
- ⑳ 森茂暁『佐々木導卷』（『吉川弘文館』一九九四年、九九頁も参照）。
- ㉑ 『社家記録』貞和六年正月一四日条に、吉良氏被官とみられる「高丹州」なる武士が「四条坊門屋」の借用交渉を行っている様子が記されている。
- ㉒ 『大分県史料』一三、『草野文書』一九号。
- ㉓ 『金蓮寺文書』（『大日本史料』六一六、七七七頁）。

- ②4 本章注②田坂論考所収の各図を参照。しかしその一方で、鎌倉期からの由緒を備える邸宅地が以降も長年相伝されてゆく点には注意が必要である。例えば、建武元年に後醍醐天皇の諭旨〔皆川文書〕〔福島県史〕七卷、八六六頁〕によって「五条東洞院西南角地」の管領を証されている長沼氏は応永二〇年に至っても「京都・鎌倉屋地等」を「重代相伝」している〔長沼義秀議状〕同、同頁。また、鎌倉期以来の在京人である小早川氏は、最終的に一六世紀初頭まで洛中の敷地を相伝し、また將軍からの安堵を得ている事実が確認される。ただし、彼らのように鎌倉・室町期を通じて安定的に「地」の支配権を保有し続ける者が、在京武士の中で多数派であったとは想定しがたい。
- ②5 「困太暦」貞和五年閏六月二日条。
- ②6 「建武式目」第五条「京中空地可被返本主事」（佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷）。
- ②7 「師守記」康永四年五月二九日条。
- ②8 「二階堂道本請文」（『東寺百合文書』）『大日本史料』六一九、四四〇頁）。
- ②9 俊瑜は当時東寺廿一口供僧評定の構成員であった（富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」『資料館紀要』八号、一九八〇年）。
- ③0 本史料より羽下徳彦は、当時一武家の輩の知行に帰した屋地は幕府の裁判権に属するとの主張が、既に存したと見られ（中略）幕府の屋地裁判権の掌握に一つの根柢を与えるものであった」と指摘し〔室町幕府侍所考〕小川信編『論集日本歴史五 室町政権』有精堂出版、一九七五年、初出一九六三・六四年）、小林保夫は、後に幕府の闕所屋地処分を管轄した「地方」の職務の淵源が「借用之奉行」にあった点を推測している（『地方頭人考』『史林』五八―五九号、一九七五年、
- 一三六頁）。本相論の経緯と関連史料については、京都府立総合資料館歴史資料課編『第一回東寺百合文書展 中世の京都』、一九八五年、二八―三一頁を参照。
- ③1 初期室町幕府の評定衆については、佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六〇年）参照。
- ③2 南北朝期の幕府政所において「闕所注文」が作成され、それをもとに武士に対して京都近辺の所職が宛行われていた徴証があること（『師守記』貞治三年六月一五日条）、当時二階堂氏が政所執事を務める場合が多く、行珍も暦応元年まで政所頭人を務めていた指摘があること（『国史大辞典』「政所」項、桑山浩然筆）などに鑑みると、この頃、洛中闕所家屋の頒給が幕府政所関係の業務として行われていた可能性もある。森茂暁『増補改訂南北朝公武関係史の研究』（思文閣出版、二〇〇八年）、三五九頁参照。
- ③3 康永元年一〇月日「道本重訴状」（『東寺百合文書』）『大日本史料』六一九、四四二頁）。
- ③4 本章注③『第一回東寺百合文書展 中世の京都』、二一九頁。
- ③5 延文元年八月六日「安成性遺請文」（『東寺百合文書』ヨ函、一〇五号）。ただし嘉吉二年四月日「東寺領洛中散在敷地注文」（『東寺百合文書』ト函、一〇〇号）によると、高辻東洞院地は「近年不知行」とされており、東寺による下地支配はいずれかの段階で頓挫したことが知られる。
- ③6 以上を踏まえると、注③に掲げた両研究が、この道本の事例をもとに「屋」と「地」双方に及ぶ幕府権限の存在を想定している点には従いがたい。

二 室町期在京守護家の諸邸宅とその特質

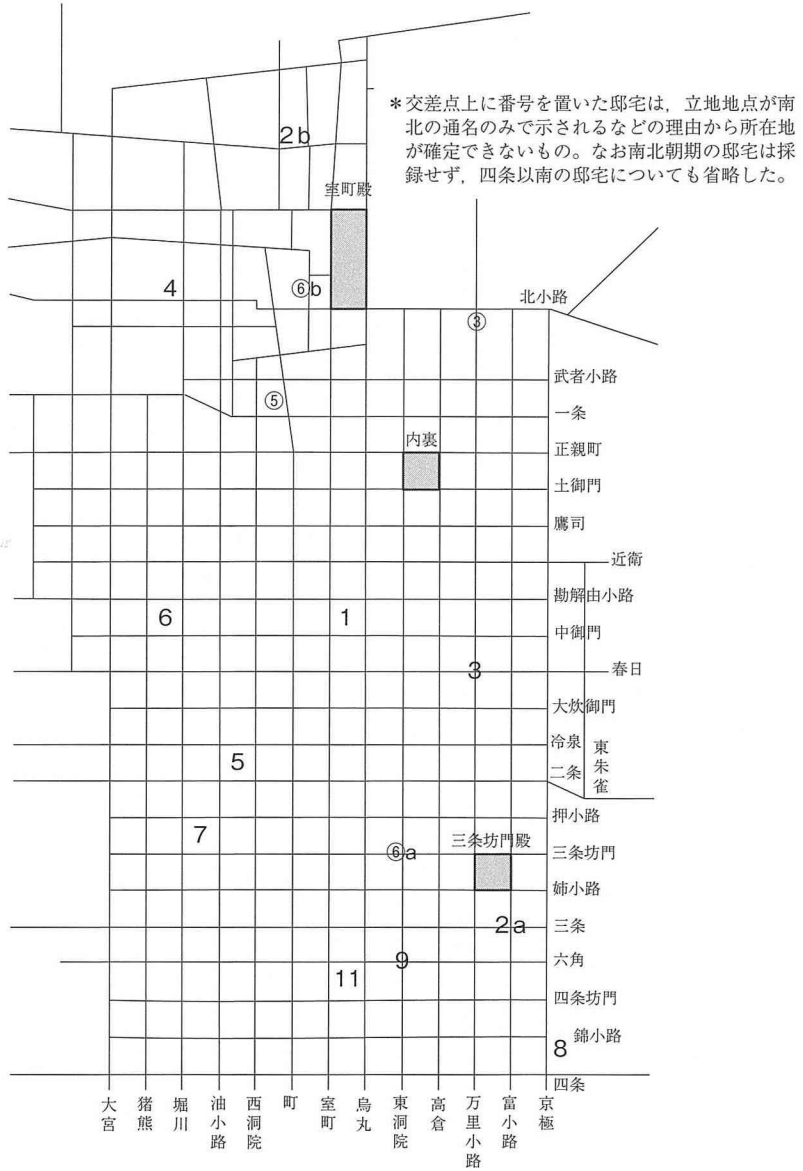
1 室町期「大名邸宅」の成立

田坂泰之はいくつかの武士の邸宅が上京に存在していることを根拠に、義満期を「上京に武家が集住する第一の画期」として位置づけている（本稿では義満期以降を「室町期」と仮称）^①。田坂のあげる義満期の事例は僅かであるものの、当該期、上京地域に武家邸宅が進出したのは確かであろう。また、南北朝期に見られた武家邸宅の多くが一旦この頃に史料から見えなくなることに加え、義満が室町殿や相国寺の造営に際し、「近辺敷地」を強引に闕所化したことなどを踏まえると、彼の権勢と、武士の上京への進出傾向を結びつけて理解することも十分可能なように思われる。ただし、室町殿造営後でありながら三条坊門邸近辺の敷地が武士に対して打渡されている事例もみえ、彼らに対して、既存邸宅を廃棄させるまでの上京集住策が一举に行われたとは評価できない。景観的な面からのみ言えば、義満期に至り、武士の居住域が上京域へも「拡大した」と捉えるのが正確であろう。いずれにせよ当該期に武士の居住域が一層増加したことは疑いない。

以上の傾向をおさえた上で特筆すべき点の一つは、義満期から義持期にかけて、室町期を通じて継続的に利用される有力守護家の邸宅（以降、「大名邸宅」と規定）が特定の地点に定着し、それを核とした一族及び被官の集住地が本格的に形成されてゆく点である。そこで以下では、まず彼ら有力在京守護家の「大名邸宅」の考察から始めたい。それらを地図に落としとしたものが《参考図》である。

なお、単純に有力守護が居住したという意味で「大名邸宅」と位置づける邸宅は南北朝期にも存在している。例えば、「泉新造」^④との記述がみえる仁木義長邸、軍事利用の徴証がある赤松氏邸などは一度大規模なものであったことが推測される。しかし、具体的な規模は史料的に明らかにしえず、また「大名邸宅」としてはいずれも室町期まで連続しない。

参考図 「大名邸宅」・「第二の邸宅」位置図



〈記載方法〉

「大名邸宅」= 1, 2, 3… (複数確認できる場合 a, b…の枝番を付した。「第二の邸宅」も同様)
 「第二の邸宅」= ①, ②, ③… (史料典拠は《表2》参照。「大名邸宅」の番号と家に対応)

表1 洛中における主要守護邸宅地の存続期間

※●は地点情報が記された主要史料が確認されるポイントを示す。実線は存在が確実と考えられる期間、点線は存在が推測される期間を示す。本稿にて「大名邸宅」と評価したものについては★を付した。No.は《参考図》と対応している。ただし10大内氏のみ紙幅の都合により割愛した。

No.	大名家	14c前期	14c後期	15c前期	15c後期	16c前期
1	斯波	七条東洞院 ●● 三條東洞院 ●●	★勘解由小路烏丸 ●●	●●	●●	
2	細川	六角万里小路 ●●	★三條小路(a) ●● ★(室町殿北西)(b) ●●	●●	●●	
3	畠山		北小路富小路 ●● ★春日万里小路 ●● (一条以北) ●●	●●	●●	
4	山名	三條油小路 ●●		★(芝辺) ●●	●●	
5	赤松	七条東洞院 ●●	★二條油小路 ●●	●●		
6	一色		★中御門堀川 ●●	●●	●●	
				(室町殿裏辻) ●●	●●	
7	土岐	●● 三條堀川 大炊御門西洞院 ●●	★押小路堀川 ●●	●●	●●	
8	京極	★四條京極 ●●	●●	●●	●●	
9	六角	●●	●●	●●	★六角東洞院 ●● 六角万里小路 ●●	
10	大内		★(小六条院跡) ●● (花山院南) ●●	●●		
11	小笠原		★六角烏丸 ●●		●●	

(二四六七) 義満、花の御所に移る
 (二四六七) 義持、三條坊門亭に移る
 (二四四一) 嘉吉の乱
 (二四六七) 応仁・文明の乱

《参考図》・《表1》に掲出した諸邸宅の史料典拠（初見↓；終見）

1 斯波…〔七条東洞院〕「天野文書」（康安二・八・五）「七条」↓「太平記」〔七条東洞院〕「三条高倉」↓「師守記」（貞治四・四・一六）、「勘解由小路烏丸」↓「御的日記」（明德五・一・一七）「勘解由小路」↓「建内記」（永享三・一・二七）「中御門烏丸」↓「応仁記」／2 細川…〔六角万里小路〕「師守記」（貞治六・九・一四）「六角万里小路四条坊門与六角間東頼」〔三条富小路（a）〕「御的日記」（応永二〇・一・一七）「富小路」↓「建内記」（正長一・六・一四）、「室町殿北西」〔b〕「建内記」（永享一・一・六・一四）「上京」↓「建内記」（嘉吉一・一〇・二〇）「室町殿北西辺」／3 畠山…〔北小路富小路〕「吉田家日次記」（応永九・一・一七）、「春日万里小路」↓「建内記」（嘉吉一・八・三）「春日以南万里小路以西」↓「応仁記」／4 山名…〔三条油小路〕「師守記」（貞治六・六・三〇）、「芝辺」↓「建内記」（文安四・七・一六）↓「晴富宿禰記」（文明一・一・一六）「西辺在家」／5 赤松…〔七条東洞院〕「源威集」〔七条東洞院〕↓「師守記」（貞治四・六・二七）、「二条油小路」兼宣公記」（応永三・七・一五）「二条油小路」↓「建内記」（嘉吉一・六・二四）／6 一色…〔中御門堀川〕「明德記」〔中御門堀川〕↓「宗賢卿記」（応仁一・八・三〇）／7 土岐…〔三条堀川〕「太平記」〔大炊御門西洞院〕「迎陽記」（康暦一・二・二九）、「押小路堀川」〔土岐家聞書〕「西は堀川、東は油小路、北は押小路、南は三条坊門」／8 京極…〔四条京極〕「金蓮寺文書」（延文一・八・一八）↓「師郷記」（正長一・六・七）「四条京極」↓「宗賢卿記」（応仁一・八・三〇）「京極」／9 六角…〔六角東洞院〕「師守記」（康永一・六・二）「六角東洞院」↓「滿濟准后日記」（永享六・三・一九）「六角」↓「建内記」（嘉吉一・九・一三）「六角」〔六角万里小路〕「康富記」（享徳四・一・九）↓「後法興院記」（応仁一・八・九）「六角」／10 大内…〔小六条院跡〕「鹿王院文書」（応永二・三・二）「東限烏丸、西限室町、南限楊梅、北限坊門」↓「看聞日記」（永享六・二・一四）「大内屋形」〔花山院南〕「建内記」（嘉吉一・七・二八）／11 小笠原…〔六角烏丸〕「小笠原文書」（永徳三・一・二）「京都屋地」↓「政所賦銘引付」（文明二・九・一四）「西室町、東烏丸、北六角、南四条坊門」

* 《表1》に掲げた邸宅ごと列挙し、適宜「」に史料表記を記した。なお、「第二の邸宅」の史料典拠については《表2》を参照。

よって、以降は室町期から確認される「大名邸宅」に絞って論を進めてゆく。

これらの邸宅群について、まずその存立期間について確認しておきたい。「大名邸宅」が同一地点に継続的に検出される期間を示したのが《表1》である。これによると、その形成時期はおおむね一四世紀後半頃が中心で、応仁・文明の乱を経ておおむね廃絶していることが確認できる。山田徹によれば、軍事的安定を背景として、貞治年間以降に室町期在京

守護につながる大名家の在京の基本的部分が形成されたとされる。当該期にみられる本邸宅群の形成は、ひとまずこのような幕府の体制安定化に裏付けられたものであると考えてよからう。ただし注意されるのは、細川氏・畠山氏は將軍御所の移転に対応して頻繁に居所を移動させているのが見て取れる反面、斯波氏及びそれ以外の有力守護家については、將軍御所が移動しようとも、それに連動した邸宅地の移動がみえないことである。ここからは、在京武士の中で將軍邸の移動に帯同する家とそうでない家とが分かれており、室町殿移転と在京武士一般の居所移転とが常に連動するわけではなかったことが推測される。少なくとも「大名邸宅」は一律に御所周辺に存在せねばならないわけではなかったのである。

次に、「大名邸宅」周辺の空間的特質について分析してみよう。まず、斯波氏（1）＊《参考図》・《表1》の番号。以下同じ・細川氏（2）・畠山氏（3）などの例をみると、一族宗家の邸宅を中心として一族や被官の邸宅が周囲を圍繞する景観が現れていたことがわかる。斯波氏については「右衛門督入道（斯波義将）宿所（近衛壽）并左衛門佐宿所（斯波義重）同町西也（同町西也）」とあるごとく、応永期、義将・義重父子が近接地点に「宿所」を構えた事実が知られ、甲斐氏や織田氏といった有力被官についても「大名邸宅」の近辺にその居所が確認される。また、幾人かの畠山氏被官についても同様の現象が確認できる。これらの事例からは、いわゆる「武家地」と評価されるような鎌倉期六波羅⑩ほどではないにせよ、「大名邸宅」の周辺一帯が、ある程度の空間的まとまりを有していたことが推測される。例えば、義政期以降、洛中北辺一帯を中心に、一族及び被官の邸宅を広範囲にわたって分布させていた細川氏は、その最たる例として位置づけられよう。⑪

これら「大名邸宅」の規模については、土岐氏（7）・京極氏（8）・小笠原氏（11）などの事例が参考となる。いずれも方一町ほどの規模を有しており、一般の武家邸宅の敷地面積に比べて非常に広大であったと評価できる。とりわけ大内氏（10）は、持世期において、室町殿の面積に匹敵する「八丁町」というさらに広大な土地に屋敷を構えようとしていたことが知られる。⑫これが完成していれば「大名邸宅」の中でも最大規模のものとなったはずで、このような邸宅地を維持しうる大内氏の財政的基盤の巨大さが窺われる。この他の大名家につき、邸宅地の規模を端的に示す史料は管見に触れな

表2 守護家の「第二の邸宅」一覧

No.	年代	居住者	史料表記	地名	典故	《参考図》 の記号
1	永享2 (1430). 2. 22	一色持信	—	三条坊門東洞院	建内記	⑥ a
2	永享3 (1431). 12. 17	畠山満家	「上宿所 ^{一色以北} 」	一条以北	建内記	地点不明に つき不記載
3	永享5 (1433). 7. 4	畠山持永	「転法輪万里小路菊亭地東 寄廿丈余」	転法輪万里小路	満濟准后日記	③
4	嘉吉1 (1441). 6. 24	赤松義雅	—	一条以北町以西	建内記	⑤
5	嘉吉2 (1442). 11. 28	一色教親 ^注	—	室町殿裏辻内	康富記	⑥ b

*地名のみから「第二宿所」と判断した場合は「史料表記」項を「—」とした。

注：『大乘院寺社雑事記』応仁元. 6. 12で「中御門堀川邸」が「下一色屋形」と称されており、相対的にこちらが「上宿所」と見做されたことがわかる。

い。しかし、一色氏邸宅(6)については応仁・文明の乱発生時、「一色五郎屋形中御門堀川を、京極陣二可取之由申間自焼云々」^⑥とみえ、軍勢を留め置けるほどの空間を有していたことが判明する。このような有事の際の軍事的拠点として機能は、他の「大名邸宅」にも同様に備わっていたとみられる。^⑦

また、「大名邸宅」とそれを相伝する守護家との関係も注目される。例えば六角氏の場合、一時六角氏の猶子となった京極高秀が「六角東洞院」邸に居住し、その地位を失った際に当邸宅を退去している事例^⑧がみられる。「大名邸宅」には守護家における本邸としての機能が付与される場合もあったことが知られよう。

以上、「大名邸宅」とそれを圍繞する武家邸宅群について論じた。とりわけ、「大名邸宅」が室町期を通じて存立しており、あらゆる武士が室町殿の移動に応じて居所を変更していたわけではないこと、また「大名邸宅」を核とする武士邸宅群が一定度の空間的まとまりを形成していたことをここで確認しておきたい。

2 在京守護家の「第二の邸宅」

前節では、室町期における「大名邸宅」とそれを中心に形成された空間を取り上げた。その上で注意されるのは、一部の在京守護家とその一族が、「大名邸宅」に加えて、將軍御所近傍にも邸宅を所持していた点である(表2)参照。本節では各守護家と室町殿との政治的関係を意識しつつ、守護家の立場から、かかる邸宅群の位置づけを分析してみたい。

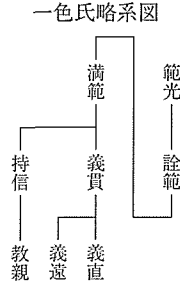
守護家などが複数の邸宅を保持していたことは、彼らの邸宅がしばしば「上宿所」あるいは「下宿所」と呼称される点からも判明する。田坂はこれを「義満の室町殿造営を契機として生まれたもの」で、「將軍御所が上京・下京の二ヶ所あることに対応した形態」^⑨としているものの、具体的な検討はいまだ行われておらず、以下詳しくみてゆきたい。

永享三年の義教室町殿移徙の後、畠山満家は室町殿に近い「一条以北」の地に新たに「上宿所」を建設し（2 *
（一四三二）
 《表2》番号。以下同じ）、以後こちらを拠点とした。これを踏まえて次の史料に着目しよう。

畠山尾張入道持國朝臣事也、法名可敬、今日自河内国上洛、先御代下国、舍弟為愆領、而當御代人々御免間、彼又安堵上洛也、上宿所稱不快、可居住下宿所、追可引渡上舍屋、先以春日以南万里小路以西旧宅此地早旧跡也、近年地無沙汰也、近岸地無沙汰也、愆領在此宿所、父入、令修理、京着者也、就此上洛有三種々浮説、而每事無為珍重、洛中靜謐之基也、今日即出仕云々、^⑩

畠山持國が、嘉吉の乱後の弟持永との家督争いを鎮め、再上洛を行った際の記事である。傍線部によれば、彼は当初、「春日以南万里小路以西」（以下、「春日邸」と表記）の邸宅に居住していたものの、父の満家が死去した後「上宿所」に移住した。ここにみえる「上宿所」は満家が居住した「一条以北」邸を指すとみられる。しかし、持國は結城合戦への出陣を拒否したことなどをきっかけに義教から疎まれ、家督交代を強要されたという経緯も関係してか、「上宿所不快」として当宿所を抛棄、今後は「下宿所」たる「旧宅」春日邸を修理の上使用するとしている。この史料においてまず注意されるのは「上宿所」が存在しながら、満家が死去するまで、息子の持國が春日邸に居住していたことである。これ以後、畠山氏は応仁・文明の乱勃発時まで春日邸を利用して続いていた徴証があり、この邸宅周辺に被官の集住がみられた点を勘案しても、彼らにとつての本邸は「上宿所」ではなく「下宿所」、すなわち「大名邸宅」たる春日邸であったといえよう。一方、「上宿所」については、満家・持國ともに管領としての政務の拠点としてこれを利用していったという点から、御所奉公の拠点という点で重要な意味を持つ邸宅であったと推測される。

一方、將軍の側近として登用された守護家一族が御所の近傍に居住している事例もみられる。次はそのような事例につ



今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典』
上、1988年、151頁所収系図の一部を抜粋して作成

いて注目してみたい。義持期の富樫満成や大館満信、また義政期の直臣たちなどのように、^{②⑤}將軍側近の者が御所の近くに居を構えること自体は南北朝・室町期を通じて一般的な現象である。その点については守護出身の側近たちも同様であった。特に彼らについては、幕府にとつては有力外様大名を將軍権力につなぎとめる、大名家にとつては時にその幕政上の政治的地位を鞏固にするというメリットがあつたと評価されている。^{②⑦}將軍近習でありながら一方で守護家の一員でもあるという彼らの屬性を踏まえた場合、その邸宅にはどのような存在意義が認められるであろうか。

ここで取り上げたいのは在京守護一色氏の事例である。^{②⑧}彼らは『明徳記』に当主である一色詮範の邸宅が記されて以降、「中御門堀川」の邸宅を保有していたことが知られており、本稿でもこれを「大名邸宅」として位置づけた。しかし、一色家の家督とその邸宅との関係は以下のようなやや複雑な経緯をたどる。一色氏は「中御門堀川」邸の他に、永享二年段階で「三条坊門東洞院」⁽¹⁾という三条坊門御所近傍の地に邸宅を有していた。^{②⑨}その居住者は、当時の当主義貫の弟で、近習として義教に重用された一色持信であった。^(一四四〇)永享二年、義貫が義教に謀殺されると、家督は持信の子である教親に移る。ここで、その教親の後継者となつた義直^(義貫の子)が、義教の室町殿移住にあわせて「室町殿裏辻内」⁽⁵⁾という御所に極めて近い地点に居住していたことに注意したい。^{②⑩}すなわち、家督の居住する邸宅が「大名邸宅」から御所近傍邸に移動するという現象が起こっているのである。ただし、前節で史料を掲げたように、義直の弟である義遠とみられる人物が応仁・文明の乱発生時、「中御門堀川」邸に陣を構えていた事実も見逃せない。^{②⑪}すなわち一色氏は、室町殿との政治的關係が変化する中で「室町殿裏辻」邸に本邸機能を移さざるを得ない状況を経ながらも、「中御門堀川」邸とその敷地を一族の拠点としてなお維持していたのである。「中御門堀川」邸は、一族の中核的拠点として、当時彼らの中でお枢要な

空間と見做されていたことをここから看取できよう。

以上、畠山・一色両氏の事例をもとに、それぞれの御所近傍宅が各家出身の近習を居住させて室町殿との関係を維持するための拠点として用いられ、時々の政治情勢に応じて守護家当主が居住する邸宅ともなり得たことを明らかにした。この点を踏まえて本稿では京都における守護家とその一族が居住した御所近傍邸を、在京守護家の「第二の邸宅」と評価したい。^⑭ 場合によっては「第二の邸宅」に当主が居住することもあったものの、それでもなお「大名邸宅」地が長く保持されていたという事実を踏まえるならば、家としての結集の中心は「大名邸宅」にあったといえ、「第二の邸宅」はその補充機能を果たす存在であったと位置づけられるだろう。

- ① はじめに注⑤田坂論考、五六頁。
- ② 「荒曆」永徳二年一〇月三〇日条。
〔一八九九〕
- ③ 応永二年九月晦日、「六角富小路」にある地一所が「御雑色」二名の連署により村上主計助に打渡されている（『三宝院文書』『大日本史料』七一―二、二四六頁）。
- ④ 『師守記』貞治六年八月二七日条。
- ⑤ 『源威集』文和四年三月八日条に「細川相州打立、七條東洞院赤松宿所二走入、矢倉ヲ揚ケ壁ヲ塗り」とみえる。
- ⑥ 山田徹「南北朝期の守護在京」（『日本史研究』五三四号、二〇〇七年、四一―四二頁）。
- ⑦ そのような前提が田坂による各図の作成基準にも表れている点については、はじめに注⑦参照。田坂は義教期の邸宅分布について「この時期の武家邸宅のはほぼ全てが、上京に存在する（中略）この現象は、三条坊門邸から室町殿への御所移転が契機となっていることは十分に想定できる」（五八頁）とする。しかし、田坂による義教期までの各図をみると、「四条京極」の京極氏邸が、南北朝期以来継続的に存在している点を確認できる。
- ⑧ 『吉田家日次記』応永七年六月一日日条。本史料の存在は山田徹氏にご教示を得た。記してここに感謝申し上げる。
〔二四〇〇〕
- ⑨ 甲斐常治は「中御門室町北西角」（『康富記』文安四年四月二七日条）に、また織田主計は「中御門室町与町間南類」（『康富記』同年一月七日条）に邸宅を有していた。ともに斯波氏邸宅に近接する地点である。
- ⑩ 具体的人名がわかる事例としては、遊佐氏及び隅田氏がそれぞれ「中御門富小路南東」同（中御門富小路を指す）西類」に邸宅を有していたことが知られる（『康富記』享徳三年八月二日条。
〔四五四〕
- ⑪ 高橋慎一朗「武家地」六波羅の成立」（はじめに注⑦）著書所収、初出一九九一年）。
- ⑫ 讚州家細川成之の「一条油小路」邸（『康富記』宝徳二年二月二日条）、和泉上守護家細川常有の「一条堀川」邸（『親元日記』寛正六年一月三日条）、備中守護家細川氏久の「一条猪熊」邸（『康富記』享徳三年七月一日条）、細川與州家細川上野介の「鷹司東洞

院」邸〔政所賦銘引付〕文明^(一四七八)一〇年八月二十九日条、そして一族で唯

一下京に存在した和泉下守護家細川頼久の「綾小路万里小路」邸

〔康富記〕宝徳二年七月十九日条が確認される。また、一部の細

川氏邸宅は戦国期まで確認可能である。この点に関しては小谷重子

「戦国期細川邸近辺の空間構造」〔戦国史研究〕六八号、二〇一四

年〕参照。なお、半国守護として知られる和泉両守護家が「上/下」

という呼称で分立している理由は、このような京都における邸宅配置

に起因するのではなからうか。

⑬ 次の事例を参照。土岐氏：「西は堀川、東は油小路、北は押小路、

南は三條坊門、大門は堀川西なり」〔土岐家聞書〕『群書類従』武家

部所収）、京極氏：「四条京極四町々」〔金蓮寺文書〕『大日本史料』

六一六、七七七頁）、小笠原氏：「屋地四町々^(四八〇)西室町、東島丸、^(四八〇)南四條坊門、」〔政

所賦銘引付〕文明^(四八〇)二年九月一日日条。

⑭ 幕府奉行人飯尾為継が、「相統居住」していた「東西七丈三尺、南

北七丈二尺五寸」の屋地を売却している事例〔鹿王院文書の研究〕

三五四号）、六角氏被官とみられる榑崎忠頼が「東西へ参丈六尺五寸、

南北へ五丈式尺寸」の屋地を「請申」している事例〔八坂神社文

書〕一四〇二号などを参照。

⑮ 『建内記』嘉吉元年七月二八日条。秋山國三・仲村研「条坊制の

「町」の姿容過程」〔京都「町」の研究〕法政大学出版局、一九七五

年、一五七―一五八頁）、及び高橋康夫「南北朝・室町期の京都」（高

橋康夫・吉田伸之他編『図集日本都市史』東京大学出版会、一九九三

年）において本邸宅が言及されている。

⑯ 『経覚私要鈔』応仁元年六月二日条。

⑰ 室町期の山名氏邸宅は、堀川を天然の堀とした軍事的要素を備えた

空間形態をとっていたことが指摘されている（河内将芳「京都「山名

町」の町名をめぐって」「山名氏・赤松氏研究ノート」三号、一九九

二年）。

⑱ 『花營三代記』永和三三年一月二日条。

⑲ 本章注①田坂論考、五八頁。

⑳ 『建内記』永享三年二月十七日条。なお、これが畠山基国の「北

小路富小路」邸〔吉田家日次記〕応永九年正月十七日条）なのか、

後に「畠山殿づし（辻子）」が形成される現在の畠山町付近に所在し

た邸宅だったのかは不詳。

㉑ 『建内記』嘉吉元年八月三日条。

㉒ 桜井英治「室町人の精神」講談社、二〇〇一年、一七二頁。

㉓ 『応仁記』〔群書類従〕合戦部所収。

㉔ 『満濟准后日記』応永三三年一〇月七日条。富樫満成については小

林保夫「室町幕府將軍專制化の契機について」〔上横手雅敬編〕『中世

公武権力の構造と展開』吉川弘文館、二〇〇一年、一八二頁。本章

注②桜井著書、八一―八二頁参照。

㉕ 『康富記』応永二年五月二日条。大館氏は五番衆に属し、將軍

の有力直臣として戦国期まで活動した著名な一族である（大館尚

氏「大館持房」安田元久編『鎌倉・室町人名事典』新人物往来社、

一九八五年、福田豊彦筆）。

㉖ 『鷹司町』に居住した評定衆二階堂忠行〔康富記〕宝徳三年三月

一〇日条、「冷泉京極南東」に居住した番衆の小申政行〔親元日記〕

寛正六年七月二〇日条）は多数。

㉗ 福田豊彦・佐藤堅一「室町幕府將軍権力に関する一考察（上）

（下）」〔日本歴史〕二二八・二二九号、一九六七年）。

㉘ 一色氏の来歴に関しては上村喜久子「一色氏」〔室町幕府守護職家

事典』新人物往来社、一九八八年）参照。

㉙ 『群書類従』合戦部所収。

㉚ 『建内記』永享二年二月二日条。

③① 『齋藤基恒日記』永享二年五月一六日条。なおこの時、数十名に及ぶ一色義貫の被官が「中御門堀川」邸を焼くとともに、その場で切腹している。

③② 『康富記』嘉吉二年一月二八日条。

③③ 本章注⑩掲出史料。

③④ ただし、細川氏は室町殿北辺に移住した後、それ以前に居住していた邸宅地を使用した形跡が見当たらず、例外的な一族といえる。

三 室町期在京武士の居住形態——寺社本所勢力との関係を中心に——

第一章において、南北朝期には京都に流入した武士による既存邸宅の点定、武士相互における邸宅の融通、寺社本所境内の借用といった臨時的・流動的要素を持つ多様な居住形態が見られたことを指摘した。本章ではかかる状況が室町期に至ってどのように展開したのか、洛中に所領を持つ寺社本所との関係を中心に考えてみたい。

室町期に至ると、在京武士どうしでの邸宅の融通・売買が史料上みられなくなる上に、公家・寺社への寄宿行為も下火となる。その一方顕著にみられるのが、特定の邸宅が武士の家ごとに継続利用される事例である。第二章で詳説した「大名邸宅」の形成はまさにその典型といえる。その他にも、幕府奉行人である齋藤氏の一族が「四条東洞院」邸と敷地を、少なくとも応永二四年から明応二年頃まで知行しており、室町期を通じて家を単位に空間が継続利用されていたことが知られる^①。室町期在京武士の居所は、「第二の邸宅」の形成にみられるように、室町殿をめぐる政治情勢の影響を受けつても、その家の在京の継続と連動して、存立を続けたと思われる^②。以上を踏まえると、室町期における武士の京都居住は、南北朝期に比して一定の安定化を果たすとともに、空間的自立の度合いをより深めるに至ったといえよう。

しかしここで、前章で掲げた畠山氏の春日邸の史料に「此地予旧跡也、近年地利無沙汰也」なる記述がみられる点に注意したい^③。すなわちこの当時こそ「地利無沙汰」の状態となっているものの、春日邸は、実は万里小路家領の上に所在しており、少なくとも当初、畠山氏は領主に地子を納入することによって自らの邸宅地を確保していた事実があきらかとなる。畠山氏のような有力守護であっても、一円的な邸宅地の支配を貫徹できるわけではなかったという点を踏まえると、

他の一般在京武士の京都居住も、その多くが既存の領主権の存在を前提に行われていたと推測される。既に多くの先学によつて室町期の在京武士が公家・寺社と広範な社会関係を構築していた事実が指摘されている点に鑑みても、室町期京都における武士の居住形態を総合的に論じるためには、武家以外の様々な諸集団との関係性にも注目する必要があるといえよう。また、その関係性が南北朝期にみられたあり方と異なるのか、あるいは異なるのかという点も重要である。以上の点に留意して、当該期における在京武士の居住形態を分析してゆきたい。まず『看聞日記』にみえる次の記事に注目しよう。

十一日、晴、惣得庵参、一献持参有_二孟酌_一、抑山下_{（室町殿近習者、当所一居住）}、鑑笠符銘以_二承泉_一、所望申、不_レ可_レ叶之由雖_レ申、頼承泉申之間書_{（足利義教）}、之、笠符三_{（練貫）}、伊勢八幡以下諸神書_{（之遺）}、殊畏申、後聞、自_二公方_一、鑑下賜云々、^⑤

「室町殿近習」山下氏は、奉公衆二番衆に属す幕府直臣であり、もとは尊氏の近習・馬廻衆を勤める足利氏根本被官であつたとされる一族である。^⑥ 本史料より、山下氏は当時伏見宮貞成親王の居住する山城国伏見庄に存在した「伏見殿」の境内に居を構えるとともに、貞成と親密な交流を行つていたことがわかる。それに加えて注意されるのは、本条が永享五年のものである点である。すなわちここから、近習たる山下氏が義教による永享三年の室町殿移徙に帯同してないという事実が判明するのである。^⑦ 山下氏は自らの所領を保持するために頻繁に都鄙を往来しており、経済的には零細な一族であつたとされる。^⑧ 山下氏は、直臣たる身分にありながら御所近辺に新しい居所を構えうる状況になく、將軍から居所を指定されるような幕府有力者の枠から漏れていたと考えられるだろう。一方で、山下氏は伏見宮家領播磨国市余田の代官職を保有していたことも明らかにされており、それを踏まえると、彼の在京は所領を通じて関係の深かつた伏見宮家との密接な縁を媒介して実現していたとみられるのである。ここでもう一つ事例を取り上げたい。

参_二御参籠所_一、俊尊僧正申入旨、以_二彼僧正折紙_一申入了、題目非_二殊事_一、_{（京都地下人珍阿弥ト云者屋事ニ付テ、自_二大覚寺_一被_二執申_一事}在_二之_一、縦へハ此珍阿去年室妻ヲ書シテ逐電、仍彼宅為_二関所_一、飯尾肥前守ニ被_二宛行_一了、而当年春自_二大覚寺_一此家事非_二珍阿弥家

計、於、奥屋ハ加賀国住人倉光申者重代敷地也、仍在京時料ニ奥地ニ屋ヲ構置者也、彼倉光代々扶持者也、御免有ラハ可畏入ニ云々、
 付此事相違条々御切諫等事也、委細披露以後帰寺、^⑩

傍線部以下の現代語訳を行っておく。京都地下人の珍阿弥という者の家屋の事について、俊尊僧正より義持へ取り次ぎ、申し上げることがある。この珍阿弥は去年自身の妻を殺害し逐電した。珍阿宅は闕所となり、幕府奉行人飯尾為種に宛行われた。しかし、去春大覚寺義昭より、「この家は珍阿弥の家だけが存在しているのではなく、奥屋は加賀国住人の倉光という者の重代の敷地である。よつて倉光は在京生活のために奥地に家屋を構え置いている。倉光は、(大覚寺が)代々扶持しているので、(飯尾への)家屋給付については御免があれば幸いである」という申し出があったという。

倉光氏は加賀国出身の武士で山下氏同様、番衆にも名を連ねる幕府直臣である。^⑪ 彼はかかる立場にありながら、大覚寺という寺社権門の「代々扶持」を得ることで、「重代敷地」を保持し、在京をなし得ていたのである。

以上二つの事例にみえるような、寺社本所勢力に従属することとき居住形態をみせる在京武士の事例は、史料から頻繁に窺えるわけではない。しかしここで重視したいのは、直臣の属性を持つ在京武士の居所を当の幕府自身が認知していないという事実が示唆される点である。例えば倉光氏の場合には、「珍阿弥」跡に在京武士の「重代相伝の敷地」が含まれているにもかかわらず、闕所地として飯尾に宛行われており、幕府は大覚寺からの口入によって始めてこのような事態を認知したとみられる。本所権力の「扶持」を得ることで居所の安定的確保を図っていた武士と、洛中に闕所屋を宛行われている飯尾らとの間には、京都居住をめぐる大きな立場の違いがあったと言わねばならない。幕府直臣としての身分属性によって、彼らの在京の形態を一樣に捉えることはできず、その人物と政権との時々関係のあり方によって、在京の形態に差異が生み出されていたと考えられるのである。

かかる状況の背景については、室町幕府が朝廷にかわつて寺社本所領還付政策を積極的に推進していたという点に代表されるように、^⑫ そもそも室町殿及び幕府にとつて本所権力は一概に圧倒し無力化すべき対象ではなかったことが大きく影

響していると思われる。近年では、室町殿との個別的な結びつきを得た特定の寺社本所による京中の個別所領支配が、室町期以降にむしろ強化されてゆくとの指摘もなされている^⑬。

それらを踏まえて先の二つの例を見た場合、山下氏が境内に居住させていた伏見宮貞成が、後花園天皇の父であるという点、倉光氏を「扶持」しているという大覚寺門跡が、義持期においては幕府の祈禱を担う有力門跡として活発に活動していたという点がそれぞれ注意される。彼らはいずれも室町殿と政治的に近く、また当時は友好的な関係にあった有力者とみてよく、彼らの存在によって武士の在京が支持される構造がここに見出される。そして、このような構造には、武士に対し在京奉公を求める一方、それを遂行するための空間については既存の領有権を優先して積極的な関与を行わないという、室町殿の姿勢が影響していたと考えられるのである^⑭。

以上から、室町期における武士の在京の安定化は、幕府による寺社本所勢力の保護や彼らの洛中所領の領域確定を前提にしたいわば二次的な現象であったと評価したい。「大名邸宅」に代表される大規模空間の形成にみられるように、武士が居住する空間は量的な増大をみたものの、それらは原則として寺社本所領の存在を否定しない形で存立しており、幕府もまた、在京武士の居所を直接把握・管轄する仕組みを有していなかったのである。室町期に至っても、武士の京都居住が諸勢力による制約下で存立する状況は、南北朝期以来本質的には変化しておらず、一見して安定的にみえる彼らの居住形態には、なお流動的な側面が内包されていたと考えられよう。

① 『康富記』応永二四年九月二十九日条、明応二年二月二日室町幕府奉行人連署奉書（『田中光治氏所藏文書』『室町幕府文書集成』奉行人奉書編上、五四〇頁）。

② 一方、自らの所領にも一族や被官を配置する在京武士は数多く存在している。武士の家の分裂や都鄙を跨いで展開する武士の家の分業構造などの問題についてはなお追究の余地を残しており、今後の課題と

したい。この点をめぐっては、井原今朝男「室町期の代官請負契約と債務保証」（『日本中世債務史の研究』東京大学出版会、二〇一二年、初出二〇〇一年）、奥座勇一「室町期武家の一族分業」（阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会企画部、二〇一〇年）、吉水隆記「國人領主の在京活動」（『史学雑誌』二二一七八号、二〇一三年）など参照。

- ③ 『建内記』嘉吉元年八月三日条、及び本稿第二章二節参照。
- ④ 室町期における武士の在京生活に着目した河合正治(『中世武家社会の研究』吉川弘文館、一九七三年)の他、幕府直臣佐々木敏智氏の多様な都市生活を解明した清水克行(『ある室町幕府直臣の都市生活』『室町時代の騷擾と秩序』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇二年)、中・下級武士層の都鄙往還に着目した榎原雅治(『一揆の時代』同編『日本の時代史一一 一揆の時代』吉川弘文館、二〇〇三年)などの研究が挙げられる。
- ⑤ 『看聞日記』永享五年閏七月一日条。
- ⑥ 山下氏については森幸夫「室町幕府奉公衆山下氏」(『国史学』一四四号、一九九一年)参照。
- ⑦ この後、永享七年の伏見宮貞成の仙洞御所還御に伴い洛中に居を移したようで、以降は、中原康富邸に同宿→康富邸北隣に移住→一年後、鷹司東洞院の「旅店」に移転、という経過をたどる。『康富記』^(四四三)嘉吉三年四月二八日条、『同』^(四四四)文安元年七月一〇日条、及び高橋康夫「後小松院仙洞御所跡敷地の都市再開発」(はじめに注④高橋康夫著書所収、初出一九七八年、一九七頁)参照。
- ⑧ 本章注④榎原論考、六七〜六九頁。将軍出御の際の帯刀、衛府の中に山下氏は一切見出せないとの指摘もある(本章注⑥森幸夫論考、七

おわりに

これまで述べてきた南北朝・室町期における在京武士の居住形態の展開は、以下のようにまとめられる。

- ① 南北朝期、在京武士は、武士間における居所の融通や、寺社本所の境内・所領への「寄宿」といった多様な方法によって自らの居所を確保しようとしていた。一方、幕府も「点定」を行ったり、所縁を介して点定家屋を武士に斡旋したりしたもの、それらは既存の領主権を侵害しない建前のもとで行われていた。当時の武士の居

- 五頁)。ただし、国元に帰れば有勢であった者も想定できるため、在京時の居住形態のみから一族全体の経済規模を評価することには慎重でありたい。河合正治「室町幕府体制と文化」(本章注④河合著書所収、二〇七頁)参照。
- ⑨ 本章注④榎原論考、六九頁。
- ⑩ 『満濟准后日記』応永三十二年六月二日条。^(四一五)
- ⑪ 福田豊彦「室町幕府と國人一揆」(吉川弘文館、一九九五年)、九四頁所収の奉公衆一覧によれば、一番衆に編成されている。
- ⑫ 榎原雅治「室町殿の徳政について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三〇号、二〇〇六年)。
- ⑬ 三枝暁子「室町幕府の京都支配」(第一章注⑨三枝著書所収、初出二〇〇九年)。
- ⑭ 大田壮一郎「大覚寺門跡と室町幕府」(『室町幕府の政治と宗教』塙書房、二〇一四年、初出一九九九年、五八〜五九頁)。
- ⑮ 本章で取り上げた畠山氏のように、地子を納入することで洛中の寺社本所領内に居住する武士の存在がこの事実を最も端的に表している。しかし在京武士の居住形態の解明を主眼とする本稿では、彼らによる個別土地利用ないし支配の問題について詳しく触れることができなかった。この点は別稿にて詳しく論じる予定である。

所は総じて臨時的性格が強く、その背景には内乱状況という政治情勢が大きく影響しているとみられる。

② 室町期に至り政治体制が安定期を迎えると、在京する守護家が固定化するのに伴い、方一町かそれ以上の規模を有する大規模な「大名邸宅」が順次成立した。それらは室町期を通じて長期的に存続し、また各守護家関係者の集住の核ともなった。また御所近辺には「第二の邸宅」も成立し、各守護家の副邸としての機能を果たした。守護家当主が「第二の邸宅」に居住する場合もあったものの、なお「大名邸宅」地が存続・利用される場合が見受けられる。それらの点から、「大名邸宅」には守護家の中核的な空間として、特に重要な位置づけが与えられていたと考えられる。

③ 内乱状態の解消に伴い、武士の家毎に邸宅の相伝がみられたように、彼らの居住形態は次第に自立的な性質を帯びていった。しかし、幕府直臣という身分を帯びていながら、室町殿との関係の深い有力寺社本所を頼って居所を獲得していた者がしばしば確認されることから、幕府が麾下の武士の在京を直接的に保障していたとは考えがたい。かかる事態は、室町殿が、自らに親和的な寺社本所勢力の権益を基本的に保護する姿勢を取ったことを反映しているとみられる。すなわち、室町期における武士の在京の安定化は、あくまで寺社本所勢力の保護やその洛中所領の存続を前提にした二次的な現象であり、武士の京都居住にはなお流動的な側面が内包されていた。

室町幕府の体制的安定に伴い、京都では、一定規模を有する武士の居住する諸空間と、それを維持存続させる彼らの「家」が現出し、進展をみせた。しかし、かかる現象は武士の個別空間に対する支配の進展を反映するものではなかった。すなわち、武士の在京は、特定の寺社本所領の存立を一義的に保障する室町殿の姿勢を反映し、個々の家が大小の負担を伴うことを前提に成立していたのである。室町期に至っても一定数の在京武士が、武家・非武家を問わない多様な諸勢力との社会関係を積極的に構築していた背景には、これまで屢述してきた彼らの置かれていた立場が大きく影響していたと考えられるだろう。^④ 以上を踏まえるならば、田坂が見出した室町期京都における「武家が一円的に支配する」という意味での『武家の空間』の不成立と、それに対する『公武統一政権』としての政治構造の影響^⑤は、武家邸宅の立地分布もさ

ることながら、「武士の居住形態が武家社会内部で完結しない」という特徴をもたらしただ点においてこそ、見いださるるのではなからうか。

最後に、はじめににおいて言及した戦国期京都の社会状況がもたらされる前提の解明という視角から、今後の方向性について述べておきたい。在京武士の大半は応仁・文明の乱に始まる京都での政争の過程でその多くが在国するに至り、本稿で取り上げたような武士の邸宅群も、その多くが失われてゆく。ただし、乱の収束後、幕府権力が衰亡をみせる中にあるような在京を続けた武士もあり、戦国期京都の社会を論じるにあたっては、これ以降の在京武士をも射程に入れうるような視角からの研究が必要とならう。例えば、本稿で十分に論じられなかった在京武士による洛中の土地支配構造の分析は、ひとつの手がかりとなるように思われる。ただし本稿はここで一旦擱筆し、論じきれなかった数多くの問題については後考を期すこととしたい。

① 在京武士の一般的な経済状況の問題と、本稿で明らかにした事実との関連性については後考を期したい。なお、彼らが必ずしも潤沢な経済力を備えていなかった点に関しては、いくつかの先行研究で言及が

みられる（中村吉治『土二揆研究』校倉書房、一九七四年、二〇四頁など）。

〔補記〕 本研究は、平成二六年度公益財団法人高梨学術奨励基金若手研究助成による研究成果の一部である。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

The Form of Samurai Residences in Kyoto during the Nanbokuchō and Muromachi Periods

by

MATSUI Naoto

The purpose of this article is to investigate the concrete depiction of the samurai of the capital who occupied a large proportion of the population and were an integral part of the Muromachi warrior regime in order to illuminate the social structure of Kyoto during the Nanbokuchō and Muromachi periods, a topic which has not been studied sufficiently in a substantial manner. I focus on this occasion in particular on the spatial areas that were pivotal sites in the lives of the capital samurai and examine the form of their residences with an aim of relativizing the portrait of the capital samurai who have heretofore been explained one dimensionally in terms of the centripetal character of the Muromachi warrior regime. The period under analysis spans the Nanbokuchō period to the wars of the Ōnin and Bunmei eras that drove many of the capital samurai from Kyoto.

In the first section, I focus on the form of the residences of capital samurai during the Nanbokuchō period. The movement of samurai to the capital became prominent in the Nanbokuchō period. However, after compiling and examining various sources, one sees that in many cases the form of samurai residences were often rented houses or lodgings on the grounds of temple or aristocratic establishments in the environs of the capital, and they were often temporary. On the other hand, although the Muromachi regime had devised a system to lend confiscated housing to capital samurai, there is no evidence samurai were able to secure residences in the capital as a result of this system. Based on these findings, it can be surmised that the form of capital samurai residences was not completely determined by the residents themselves, and that it was premised on important aspects including the various forces such as the temple and shrine landlords that provided the residences.

In the second section, I consider the special spatial characteristics of samurai residences that appeared in the Muromachi period. When political

circumstances stabilized in the late Nanbokuchō period, extensive residential establishments, called *daimyō teitaku*, where the powerful military governors of the capital, *shugo*, resided in Kyoto, were built one after another. Because, in contrast to the establishments of other samurai, they possessed extremely expansive grounds covering one *chō* (a *chō* being 120 meters on each side) and at the same time these were maintained for a relatively long time in a single location, we can presume that these *daimyō teitaku* can be regarded as the main residence of the capital *shugo*. On the other hand, in the environs of the shogun's palace, there were established a group of residences where close retainers of the shogun who had roots in the *shugo* houses lived. In this article, I interpret these as secondary establishments that supplemented the function of the *daimyō teitaku* that formed the core of the collective residences.

In the third section, I consider the form of the capital samurai residences during the Muromachi period in terms of the relationship to the power of temple and shrine landlords. As I made clear in the second section, in Kyoto following the Muromachi period, the space occupied by capital samurai gradually increased and became fixed. However, in some cases these spaces existed on the property controlled by temple and shrine landlords and whether these lands can be judged to have been purely under samurai control requires an individual examination of each specific case. Moreover, among the capital samurai, there were some who relied on shrines and temple landlords for their residence in the capital, and the regime was not aware of their residences, even though they were direct retainers of the shogun. It is surmised that this reflects the policy of the Muromachi regime to prioritize the preservation of the authority of specific temple and shrine landlords. In other words, even during the Muromachi period, the Muromachi regime did not possess a total directionality for the jurisdiction over the capital samurai, and it is clear that for the capital samurai there was yet a fluid aspect inherent in the form of their residences.

The content of this article can be summarized in the following fashion. Although there were many capital samurai during the Muromachi period who secured their residences by relying on temple and shrine landlords, various spaces that served as samurai residences on a fixed scale were gradually established as the organization of the Muromachi regime stabilized. However, it is necessary to focus on the fact that this phenomenon did not reflect the development of the control of individual spaces of samurai. It can be surmised to be largely the influence of the political

structure of the Muromachi regime that took the form of the system called the *kōbu tōitsu seiken* (unified regime of court and bakufu) that controlled Kyoto in coordination with temples and shrine landlords.

Furthermore, because on this occasion I have considered the period prior to the unrest of the Ōnin and Bunmei eras, the samurai who were active in Kyoto thereafter have been beyond the scope of this article. It will therefore be necessary to consider the concrete circumstances of the capital samurai through the Warring States period from a different analytical perspective.

The Resource Cycle of the *Sato'umi* and *Satoyama* in Southern Ōmi
in Early Modern Times: A Study of Environmental History from the
Viewpoint of the History of Fisheries

by

SANO Shizuyo

In this article, I attempt to approach environmental history from the perspective of the history of fisheries, and through a new interpretation of source materials on two varieties of fishery activities (harvesting shijimi clams (*corbicula*) and waterweeds) on Lake Biwa during the early modern period, I hope to illuminate changes in the ecosystem and human activities of early-modern people in this watershed, including mountainous areas, of the southern region of Lake Biwa. The southern portion of the Lake Biwa region is a single spatial unit of watershed extending from the mountains to the lakeshore and is relatively compact. As this is also a central location for the study of the history of early-modern fisheries as many written sources have been preserved in the region, it is the most appropriate area for the methodology used in this study.

In this article, I make clear the fact that the mountains, plains, and lake that are linked by rivers are understood as part of a river basin in which early-modern human activity, employing fishing, agriculture and the use of the *satoyama* (a natural environment maintained and managed by humans) operated together to form a single ecosystem. Moreover, I examine the temporal periods and causes of changes in this ecosystem.

In the mountainous area of the southern Lake Biwa region, despoiling of